② バリューコマース株式会社株券に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成22年５月18日

【勧告の対象となった違反事実】

１．課徴金納付命令対象者①は、バリューコマース株式会社の株券につき、

⑴ その株価の安値形成を図ろうと企て、同株券の売買を誘引する目的をもって、平成20年10月２日から同月６日までの間、３取引日にわたり、直前約定値より安値で買い注文と売り注文を同時期に発注して対当させたり、約定させる意思のない売り注文を発注するほか、大量の売り注文を成行で発注して安値で約定させるなどの方法により、同株券合計1,313株の買付け、同株券合計1,316株の売付け及び同株券延べ合計721株の売付けの委託を行い、同株券の株価を12,040円から9,120円まで引き下げるなどし、自己の計算において同株券の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。

⑵ その株価の高値形成を図ろうと企て、同株券の売買を誘引する目的をもって、同月７日から同月22日までの間、11取引日にわたり、直前約定値より高値で買い注文と売り注文を同時期に発注して対当させたり、約定させる意思のない買い注文を発注するほか、大量の買い注文を成行で発注して高値で約定させるなどの方法により、同株券合計4,019株の買付け、同株券合計3,853株の売付け及び同株券延べ合計2,576株の買付けの委託を行い、同株券の株価を8,300円から12,700円まで引き上げるなどし、自己の計算において同株券の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。

２．課徴金納付命令対象者②は、バリューコマース株式会社の株券につき、その株価の安値形成を図ろうと企て、同株券の売買を誘引する目的をもって、平成20年10月３日から同月７日までの間、３取引日にわたり、直前約定値より安値で買い注文と売り注文を同時期に発注して対当させたり、連続して売り注文を成行で発注して安値で約定させる方法などにより、同株券合計66株の買付け及び同株券合計97株の売付けを行い、同株券の株価を11,000円から8,270円まで引き下げるなどし、自己の計算において同株券の相場を変動させるべき一連の売買をした。

【課徴金額】

課徴金納付命令対象者①　95万円

課徴金納付命令対象者②　26万円

【勧告後の経緯】　（課徴金納付命令対象者①及び②とも同日）

審判手続開始決定日　平成22年５月18日

課徴金納付命令日　平成22年６月４日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

③ 山崎製パン株式会社の従業者からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成22年６月４日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、日糧製パン株式会社（以下「日糧製パン」という。）との業務資本提携契約の契約交渉先の山崎製パン株式会社（以下「山崎製パン」という。）の従業者から、同社の役員がその契約の締結の交渉に関し知り、山崎製パンの従業者がその職務に関し知った、日糧製パンが山崎製パンと業務上の提携を行うことを決定した事実の伝達を受け、この事実が公表された平成21年７月31日より前の同月30日に、日糧製パンの株式8,000株を、自己の計算において買付価額72万円で買い付けた。

本件は、山崎製パンから別の会社に出向していた者が違反行為者に情報を伝達した事案である。出向先の業務に従事している者であっても、出向元の情報を出向元の職務として知った場合には、出向元会社の「使用人その他の従業者」（金商法第166条第１項第１号）として会社関係者に該当し、当該者及び当該者からの情報受領者は、当該情報を元に内部者取引を行ってはならない。

【課徴金額】　25万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　平成22年６月４日

課徴金納付命令日　平成22年６月25日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

④ 株式会社ビットアイルの契約締結交渉先の社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成22年６月25日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社ビットアイル（以下「ビットアイル」という。）との提携事業協議の合意に係る契約の締結交渉先である株式会社電通国際情報サービス（以下「電通国際情報サービス」という。）の社員から、同人がその契約の締結の交渉に関し知った、ビットアイルが電通国際情報サービスと業務上の提携を行うことを決定した事実の伝達を受け、この事実が公表された平成21年６月３日より前の同年５月11日に、ビットアイルの株式合計８株を、自己の計算において買付価額46万4,000円で買い付けた。

【課徴金額】　19万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　平成22年６月25日

課徴金納付命令日　平成22年７月９日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑤ キョーエイ産業株式会社社員による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成22年６月25日

【勧告の対象となった違反事実】

１．課徴金納付命令対象者①は、キョーエイ産業株式会社の社員であったが、同社が民事再生法に基づく再生手続開始の申立てを行うことを決定した事実（以下「本件重要事実」という。）をその職務に関し知り、この事実が公表された平成20年７月18日より前の同月16日に、キョーエイ産業株式会社の株券合計１万4,000株を、自己の計算において売付価額100万8,000円で売り付けた。

２．課徴金納付命令対象者②は、キョーエイ産業株式会社の社員であったが、本件重要事実をその職務に関し知り、この事実が公表された平成20年７月18日より前の同月15日に、キョーエイ産業株式会社の株券合計１万株を、自己の計算において売付価額79万4,000円で売り付けた。

【課徴金額】

課徴金納付命令対象者①　54万円

課徴金納付命令対象者②　46万円

【勧告後の経緯】　（課徴金納付命令対象者①及び②とも同日）

審判手続開始決定日　平成22年６月25日

課徴金納付命令日　平成22年７月23日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。